



島根県報

令和6年12月6日（金）

号外 第 118 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第698号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考			
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長					
県道	海潮穴道線	松江市宍道町上来待 2450番4地先から同 2440番2地先まで	前	A	メートル 3.00～ 21.00	259.00	松江県土整備 事務所	左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 廃道	
		松江市宍道町上来待 2450番1地先から同 2440番2地先まで		B	7.00～ 23.00				240.00
		松江市宍道町上来待 2450番1地先から同 2445番地先まで		C	6.00～ 12.00				45.00
		松江市宍道町上来待 2450番1地先から同 2440番2地先まで	後	B	7.00～ 23.00				240.00

島根県告示第699号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	下府江津線	浜田市上府町イ334番2地先から同町イ265番1地先まで	前	メートル 7.05～ 43.77	メートル 731.12	道路改良工事 拡幅
			後	10.41～ 57.97	743.61	
〃	田所国府線	浜田市上府町イ265番1地先から同町イ334番2地先まで	前	7.05～ 43.77	731.12	道路改良工事 拡幅
			後	10.41～ 57.97	743.61	